

広島県告示第四百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和三年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成三十一年広島県告示第百五十五号
所在地	広島県広島市西区草津梅が台地内
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
区域の名称	土砂災害区域
草津梅が台（三〇二）	急傾斜地の崩壊
草津梅が台（三〇二）	急傾斜地の崩壊
区域の名称	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害特別警戒区域
草津梅が台（三〇二）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊